

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

評価の視点等新旧対照表

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。</p> <p>平成25年3月1日 厚生労働大臣 田村 憲久</p> <p>第1 中期目標の期間 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。)等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告。以下「勧告の方向性」という。)に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の目標を達成すること。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期目標(第3期)を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園中期計画(第3期)を定める。</p> <p>平成25年3月1日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条に規定する業務を効率的かつ効果的に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定。以下、「整理合理化計画」という。)及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等の既往の閣議決定等に示された政府方針、並びに「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告)に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制 年々高齢化、機能低下が進む重度</p>	<p>平成25年度の業務運営について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)年度計画を次のとおり定める。</p> <p>平成25年3月29日 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 理事長 遠藤 浩</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立 ① 組織体制</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>評価項目1 効率的な業務運営体制の確立</p> </div>

<p>うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員の配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを縮減すること。</p> <p>また、整理合理化計画、見直しの基本方針及び勧告の方向性等を踏まえ た給与水準の適正化等について、引き続き取り組むこと。</p> <p>さらに、給与水準について常に検証し、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p>	<p>知的障害のある施設利用者に対し、自立のための支援を先導的、総合的に行うとともに、勧告の方向性で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。</p> <p>また、地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行い、全体として人員・コストを縮減することとし、常勤職員数については、平成29年度末までに期首（25年度当初）に比較して13%を削減する。</p> <p>さらに、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図ること。</p> <p>② 給与水準の適正化</p> <p>ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 法人の業務実績や職員の能力、勤務成績を適切に評価し、その結果等を役員報酬や職員給与に反映させる。</p> <p>③ 人事配置</p> <p>職員の能力と勤務成績を適切かつ厳正に評価した適材適所の人事配置を行うとともに、外部の関係機関との人事交流等を実施する。</p>	<p>「のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」 （平成25年1月21日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会勧告）で示された新たな事業への取組などのため、柔軟に組織再編を実施し、効率的かつ効果的な業務運営に努める。</p> <p>常勤職員数について、期首（平成25年度当初）に対する期末（平成29年度末）の割合が87%となるよう、計画的に削減を行う。</p> <p>なお、サービスの質の低下を招くことがないよう有用な人材の育成・確保を図る。</p> <p>② 給与水準の適正化</p> <p>ア 給与の水準については、のぞみの園の業務内容と国からの財政支出の状況を踏まえ、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表し、十分に国民の理解が得られるものとする。</p> <p>イ 公平で公正な人事評価を行うため、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう人事評価制度を見直し、平成25年度から試行実施を行い本格施行に向けた取組を行う。</p> <p>③ 人事配置</p> <p>ア 見直しを行った人事評価制度の試行実施等を行うとともに、①職員の意識高揚と能力開発、②適材適所の人事配置、③公正な処遇等に努める。</p> <p>イ 行動障害等への対応や調査・研究等の業務及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援を充実させるため、実績と知見を有する者などの人事交流等を引き続き実施する。</p> <p>ウ 施設利用者の減少等に応じた適切な人員の配置を行うとともに、新たな事業に向けた職員の採用についても検討を行う。</p> <p>④ 人材育成への取組</p> <p>職員の資質のさらなる向上や専門性を高めるため、職員研修の体系化を図る。</p>	
---	---	---	--

	自己評価	評価項目	評 定
評 価 の 視 点 等 (現 行)	評 価 の 視 点 等 (案)		
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】		
[数値目標]	[数値目標]		
○ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、常勤職員数について、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%を削減する。	○ 常勤職員数について、平成29年度末までに期首(25年度当初)に比較して13%を計画的に削減する。		
○ 常勤職員数について、期首(平成20年度当初)に対する期末(平成24年度末)の割合が80%となるよう、平成21年度においても計画的に削減を行う。	→「常勤職員数について、平成29年度末までに期首(25年度当初)に比較して13%を計画的に削減する。」に統合		
○ 平成21年度内にラスパイレース指数を98.1以内とする。	→「人員の計画的な削減や国家公務員に準じた給与水準の適正化を行うなど、人件費の適正化に取り組んでいるか」に統合		
[評価の視点]	[評価の視点]		
○ 的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。	○ 的確に業務運営を進める観点から、効率的かつ柔軟な組織編成や、適正な人員の配置を行っているか。		
○ 人員の計画的な削減や給与体系の見直し、給与水準の適正化を行うなど、人件費改革に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)	○ 人員の計画的な削減や国家公務員に準じた給与水準の適正化を行うなど、人件費の適正化に取り組んでいるか。(政・独委評価の視点事項と同様)		
○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)	○ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。(政・独委評価の視点)		
○ 人事交流や有能な人材の招聘等、資質の高い人材確保に取り組んでいるか。	○ 人事交流や有能な人材の招聘、職員研修等、資質の高い人材確保や高齢職員の知識、技術及び経験を生かす取組を行っているか。		
○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当について、その適切性を検証しているか。	→削除。		
○ 法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。	○ 法定外福利費の支出について、その適切性を検証しているか。		
○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。	○ 国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募は適切に行っているか。		
○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	→削除。		

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制・ガバナンスへの取組 役職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制・ガバナンスについて、引き続き充実・強化を図るとともに、具体的な取組状況を公表する。 その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 ② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定し、継続的に業務のモニタリングを行い業務の進行管理を行うことにより、計画的な業務遂行に努める。 ③ リスク回避・軽減への取組 のぞみの園の施設運営業務においてリスク要因への徹底した対応を図るため、施設利用者等に係る感染症予防対策や事故防止対策、防災対策について組織的な取組を進める。</p>	<p>(2) 内部統制・ガバナンス強化への取組 ① 内部統制・ガバナンスへの取組 内部統制について、「のぞみの園の内部統制・ガバナンス強化の取組について(報告書)」(平成21年3月)に基づき、また総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会の報告書「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月)等を参考に、リスク対応に重点を置いた取組を行う。 また、適切な業務運営を確保するための執行状況等に関する内部監査を実施する。 ② 内部進行管理の充実 ア 業務目標に対する進行状況を把握するため、各部にモニターを置き、継続的にモニタリングを行う。 イ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成25年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務遂行に反映させる。 ③ リスク回避・軽減への取組 ア 施設利用者及び職員の健康管理の観点から、定期的に健康診断を実施するほか、健康的な生活を維持するために必要な措置を的確に講じる。 イ 日頃から施設利用者の安全に気を配るとともに、事故が万一発生した場合に、事故原因の分析と対応策の検討を組織的に行い、同じ事故が起らないよう再発防止の徹底を図る。 ウ インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症に対して、地元保健所と連携しながら、効果的・重点的な蔓延防止対策を講じる。 エ 安全防災訓練の計画的な実施など、防災対策に取り組む。 オ 入所利用者の高齢化に伴う心身機能の低下に十分な注意と配慮を行うとともに、適切な対応が実施できるよう職員教育の充実を図る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組</p> </div>

	<p>④ 業務内容の情報開示等のぞみの園の運営状況や財務状況業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行うとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、内部監査を行うとともに監事及び会計監査人からの厳格な監査を受ける。</p>	<p>④ 業務内容の情報開示等のぞみの園の運営状況や財務状況、業務の遂行状況等について、国民にとって分かりやすいよう情報開示を行う。</p> <p>⑤ 効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるための監査実施 監事及び会計監査人による監査が効果的かつ効率的に行うことができるよう、内部監査を実施する。</p>	
--	--	--	--

	自己評価		評価項目	評 定	
--	------	--	------	-----	--

評 価 の 視 点 等 (現 行)	評 価 の 視 点 等 (案)	
-------------------	-----------------	--

【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】	【評価項目2 内部統制・ガバナンス強化への取組】	
<p>[数値目標]</p> <p>○ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を平成21年度中に4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p> <p>○ (新設)</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 業務の進行管理を適切に行うため、モニターと役員等によるモニタリング評価会議を年4回開催し、業務の進行状況の評価を行うとともに、業務に反映させる。</p> <p>○ 内部統制の向上を図るための取組を行うため内部統制向上検討委員会を年2回開催する。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 内部統制の向上、ガバナンス強化に向けて、どのように取組んでいるか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>○ 業務の進行管理のため、組織的かつ継続的にモニタリングを行っているか。また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</p> <p>○ 業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。</p> <p>○ 施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に対して、どのように取り組んでいるか。 ②施設利用者の事故防止対策に対して、どのように取り組んでいるか。 また、事故が発生した場合に、原因をどのように分析し、どのような再発防止策を講じているか。</p> <p>○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 第2期中期目標期間における取組結果を踏まえて、内部統制の向上、ガバナンス強化に努めているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)</p> <p>○ 業務の進行管理のため、業務運営上の重要事項を定めて、組織的かつ継続的に進捗状況をモニタリングしているか。また、モニタリングの結果を業務に反映させる仕組みとなっているか。</p> <p>○ 業務の情報開示や監査機能の強化など、的確な業務遂行をチェックする取組を行っているか。また、内部監査について、計画を定めて定期的な監査を実施しているか。</p> <p>○ 施設利用者の安全を守り、法人としてのリスク回避・軽減を図るため、 ①感染症予防や防災対策に努めているか。 ②施設利用者の事故防止対策に努めているか。 また、事故が発生した場合に、原因を分析し、再発防止に努めているか。</p> <p>○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 (業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営・情報提供、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事評価しているか等)</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く。))について、中期目標期間の最終年度(平成29年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成24年度)と比べて16%以上節減すること。 なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく業務運営の効率化に伴う経費節減16%以上を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。 なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。 また、地方自治体等の研修事業などを積極的に受託する。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減目標を達成するため、常勤職員数の縮減、給与水準の適正化、「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定。以下、「随意契約等見直し計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。 なお、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。</p> <p>② 運営費交付金以外の収入の確保 ア 地域のニーズを踏まえた多様な事業の実施や、施設・設備等の効率的な活用を引き続き検討し、事業収入の増加を図る。</p> <p>イ 利用者負担を求めることができるサービスについて、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p> <p>ウ 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者及び福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者に対して、継続して有期限の受け入れを行い、自立した生活が可能となるような支援の提供を行う。</p> <p>エ 自立(生活)訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業B型の事業内容の充実を図る。</p> <p>オ 地域のニーズを踏まえ、短期入所及び日中一時支援の利用拡大を図る。</p> <p>カ 地域の中に開設している生活介護事業所の利用拡大に努める。</p> <p>キ 外来診療について広報に努めることにより、診療収入の増を図る。</p> <p>ク 児童発達支援事業及び放課後デイサービスを実施する。</p> <p>ケ 国や地方自治体、民間団体等の実施事業等を積極的に受託する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> </div>

		<p>コ 大学、専門学校等の学生や、ホームヘルパー研修受講者等の実習を受け入れる。</p> <p>サ その他、研修参加費、出版物等について、社会一般情勢を踏まえ適切な額の負担を求める。</p>			
	自己評価		評価項目	評 定	
評 価 の 視 点 等 (現 行)	評 価 の 視 点 等 (案)				
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】				
[数値目標]	[数値目標]				
○ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（平成24年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比べて23%以上削減すること。	○ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、中期目標期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上削減すること。				
[評価の視点]	[評価の視点]				
○ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）と比較して、どの程度節減が図られているか。	○ 一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの（定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く））について、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比較して、どの程度節減が図られているか。				
○ 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。	○ 事業収入の増加を図るための取組を行っているか。				
○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。				
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。</p> <p>(1) 施設入所利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設・設備等について、地域移行等による施設入所利用者数の減少や年々高齢化、機能低下が進む施設入所利用者の状況等に合わせた見直しを図るなど、効率的かつ効果的な利用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。</p> <p>② 福祉関係者等への活動の場としての活用 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場に提供するなど、一層の利用促進を図る。</p>	<p>2 効率的かつ効果的な施設・設備の利用 土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本来業務に支障のない範囲内での有効活用の可能性の観点から、利用方法等の検討を引き続き行う。併せて、老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。</p> <p>(1) 施設利用者の状況を考慮した利用方法の検討 施設利用者に対する支援の充実等を図るため、既存の施設・設備等について、施設利用者の障害等の状況に適確に対応した生活の場や日中活動の場、余暇時間を過ごす場等への有効活用を図る。</p> <p>(2) 地域の社会資源・公共財としての活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の知的障害者や発達障害児・者に医療を提供する。</p> <p>② 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する。</p> <p>③ 福祉関係者等への活動の場としての活用 ア 施設・設備等について、福祉関係者、ボランティア等の活動の場として提供する。 イ 施設・設備等について、福祉関係者の研修会等の場として提供する。</p> <p>ウ 施設利用者と地域住民との交流を進め、障害者に対する地域住民の理解を高めるため、施設利用者と地域住民が参加するイベントを企画し実施する。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目 4 効率的かつ効果的な施設・設備の利用</p> </div>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現 行)		評価の視点等(案)				
【評価項目 4 効率的かつ効果的な施設・設備の利用】		【評価項目 4 効率的かつ効果的な施設・設備の利用】				

<p>[評価の視点]</p> <p>○ 保有する建物等の資産について、適時・的確に利用方法等を検討し、有効活用に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 保有する建物等の資産について、適時・的確に保有の必要性、利用方法を検討し、有効活用等に努めているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	
<p>○ 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。</p>	<p>○ 施設利用者の減少や能力・障害の状況等を踏まえ、施設・設備等の効率的かつ効果的な利用が図られているか。</p>	
<p>○ 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。</p>	<p>○ 保有資産の活用について、監事の監査において適切にチェックを受けているか。</p>	
<p>○ 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。</p>	<p>○ 施設・設備等について、福祉関係者やボランティアの利用など、地域の社会資源・公共財として、地域住民への積極的な施設開放が行われているか。</p>	
<p>○ 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。</p>	<p>○ 地域の知的障害者等への医療が適切に提供されているか。</p>	
<p>○ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>→削除。</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>3 合理化の推進 契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、引き続き随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>3 合理化の推進 重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 整理合理化計画に基づき、のぞみの園において策定した随意契約等見直し計画の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>3 合理化の推進 (1)「随意契約等見直し計画」に基づく取組等</p> <p>① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組 平成25年度においても、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実行し、契約の適正な実施を図るとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 競争性、透明性の確保 一般競争入札等のうち企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。</p> <p>(2) 入札・契約の適正な実施の確保 契約監視委員会による審議、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p> <p>(3) 外部委託の検討 業務の実施状況を踏まえた外部委託について検討する。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査及び契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目5 合理化の推進</p> </div>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現 行)		評価の視点等(案)				
【評価項目5 合理化の推進】		【評価項目5 合理化の推進】				
[数値目標]		[数値目標]				
○ 随意契約見直し計画に基づき、競争性のある契約を60%以上とする。		○ 随意契約等見直し計画に基づき、競争性のある契約(公共料金(電気・ガス・上下水道料金)を除く。)を60%以上とする。				
[評価の視点]		[評価の視点]				
○ 「随意契約見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		○ 「随意契約等見直し計画」の実施状況はどうか。また、その状況について公表しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)				

<p>○ 一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>○ 一般競争入札等の実施状況はどうか。そのうち、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保させる方法により実施しているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	
<p>○ 入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	<p>○ 入札・契約の実施状況について、監事及び会計監査人による徹底的なチェックを受けているか。(政・独委評価の視点事項と同様)</p>	
<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	
<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。当該法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	
<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	
<p>○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p>	<p>○ 契約監視委員会での見直し・点検を適切に行っているか。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組 重度の知的障害者に対する先導的かつ総合的な支援の提供等を目的とする国立の施設であることを踏まえ、次の取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。</p> <p>(1) 地域移行への取組 施設入所利用者の地域移行を引き続き推進すること等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減する。 なお、地域移行に当たっては、入所利用者一人ひとりやその保護者等家族の同意を得ることや移行先の確保等に、丁寧かつきめ細かく取組を進める。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 自立支援のための取組</p> <p>(1) 地域移行への取組 ① 施設入所利用者の地域移行の推進 施設入所利用者の地域移行の取組については、利用者の重度・高齢化により地域移行自体が難しくなっている現状を踏まえつつ、丁寧かつきめ細かく取組を進め、平成25年度中に5人程度の地域移行を目指す。 ② 地域移行の段階的支援(プロセス)の実践 ア 本人及び保護者への働きかけ 次の働きかけを行うことにより、新たな同意者の掘り起こしを図る。 a 地域生活体験ホームの利用を通して、地域生活への利用者本人の思いや希望を保護者へ伝えることにより、保護者の抱える不安感を解消し、新たな同意獲得に繋げる。 b 地域で暮らせる可能性の高い年齢(概ね60歳以下)の利用者を重点的に地域生活体験等を行い、本人・家族へ同意を求める働きかけを行う。 c 地域移行に向けた具体的な個別支援計画を作成する。 イ 移行先確保に向けた環境整備 a 出身都道府県・市町村や地域のキーパーソンからの紹介等を受け移行先事業所を開拓する。 平成25年度においては、比較的入所利用者の多い出身地域(東京都・埼玉県)の自治体(市区町村)への働きかけを重点的に行い、地域移行への協力を依頼する。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>評価項目6 施設利用者の地域移行への取組</p> </div>

		ウ 移行者に対する地域生活への支援 a 移行前の健康診断を実施する。 b 移行先事業所と連携して地域生活の定着を図るためのフォローアップを徹底して行うほか、高崎市に所在するケアホーム等への移行者に対しては、地域生活支援センターによる支援を行う。				
		自己評価		評価項目	評 定	
評 価 の 視 点 等 (現 行)		評 価 の 視 点 等 (案)				
【評価項目6 施設利用者の地域移行のスピードアップ】		【評価項目6 施設利用者の地域移行への取組】				
[数値目標]		[数値目標]				
○ 重度知的障害者のモデル的支援を行うことにより、施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して、3割縮減すること。		○ 重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、年5人程度の施設入所利用者の地域移行を目指す等、第2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、計画的に16%縮減すること。				
○ 施設利用者の地域移行の取組について、引き続き丁寧かつきめ細かく進めるとともに、より多くの地域移行の実現に向けて、効率的かつ効果的に取組み、平成21年度中に15～20人程度の地域移行を目指す。		→削除				
[評価の視点]		[評価の視点]				
○ 施設利用者数について、独立行政法人移行時と比較して3割を縮減する目標に対する進捗状況はどうか。		○ 施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時（平成25年3月31日）と比較して、16%縮減する目標に対する進捗状況はどうか。				
<旧・評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組（評価の視点）>						
○ 施設利用者の地域移行に向けて、施設利用者本人及び保護者等に対して、どのように取り組んでいるか。 ① 施設利用者及び保護者等への説明と同意の確保に関して、どのように取り組んでいるか。 ② 施設利用者に対する生活・日中活動支援や、地域生活体験の実施状況はどうか。		○ 地域移行について、計画的に実施しているか。 ① 施設利用者及び保護者等へ丁寧な説明を行うとともに、同意を得るための取組に努めているか。 ② 施設利用者に対して、地域生活体験等地域生活に向けた個別支援計画の作成に取り組んでいるか。				
<旧・評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援（評価の視点）>						
○ 施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整について、どのように取り組んでいるか。 ① 地域移行先を確保するための取組はどのように行っているか。 ② 移行後の生活について、移行先の協力を得て、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整備しているか。		○ 施設利用者の地域移行の実現のため、地域移行先の自治体や施設・事業所等との協力・調整に努めているか。 ① 地域移行先を確保するための取組に努めているか。 ② 移行後の生活について、本人及び保護者等が安心・信頼できる環境を整えるために移行先との連携は図られているか。				
○ (新設)		○ 地域移行した者のフォローアップを定期的に行っているか。				
【旧・評価項目7 本人及び保護者の同意を得るための取組】 【旧・評価項目8 移行先の確保、移行者に対する地域生活の定着支援】		→評価項目6に統合				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>(2) 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践すること。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践すること。</p>	<p>(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 高齢の施設入所利用者に対する専門性の高い支援を実践する。 特に、認知症を発症した者、機能低下の著しい者及び医療的ケアの必要な者に対する専門性の高い支援を実践する。</p>	<p>(2) 施設入所利用者の高齢化に対応した支援 ① 高齢知的障害者への専門性の高い支援の取り組みとして、居住形態や日中の過ごし方等、ニーズに対応した支援を実践する。 ② 認知症を発症した高齢知的障害者に対して、第2期の成果を踏まえて、適切な支援を実践する。 ③ 機能低下の著しい高齢知的障害者及び医療的ケアの必要な高齢知的障害者に対して、適切な支援を実践する。 ④ 高齢知的障害者への効果的な支援を提供するため、多様な研修等の機会を設け、専門性の向上を図る。</p>	<p>評価項目7 施設入所利用者の高齢化に対応した支援</p>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現 行)		評価の視点等(案)				
<p><u>【旧・評価項目 9 行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】</u></p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>重度・高齢の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援のあり方を検討し、能力・障害の状況等に合わせた効果的な施設入所支援、日中活動支援の提供を行っているか。</u></p>		<p><u>【評価項目 7 施設入所利用者の高齢化に対応した支援】</u></p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>高齢の施設入所利用者の支援のため、研修を行うなど職員の専門性の向上に努めているか。</u></p> <p>○ <u>高齢化に対応した施設、設備の整備や、日中活動プログラムの工夫などに取り組んでいるか。</u></p> <p>○ <u>認知症、機能低下により医療的ケアの必要な利用者について、福祉と医療が連携した専門性の高い支援を行っているか。</u></p> <p>○ <u>支援の実践等について、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。</u></p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績		
<p>(3) 今後の新たな施設入所利用者の受入 下記の①と②の者に特化したものとする。</p> <p>① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。</p>	<p>(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援</p> <p>① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。</p>	<p>(3) 新たに受け入れる施設入所利用者への支援</p> <p>① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者を有期限で受け入れ、地域での自立した生活が可能となるような施設入所支援や日中活動支援を提供する。</p>	<p>評価項目8 著しい行動障害等を有する者等への支援</p>		
	自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
<p>(新設)</p> <p>＜旧・評価項目9の評価の視点の2項目目＞</p> <p>○ <u>行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</u></p>	<p>【評価項目 8 著しい行動障害等を有する者等への支援】</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者(以下「著しい行動障害等を有する者等」という。)を受け入れ、サービスモデルの構築に向けて取り組んでいるか。また、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。</u></p> <p>○ <u>著しい行動障害等を有する者等の支援を行うため、研修を行うなど職員の専門性の向上、福祉と医療の連携に努めているか。</u></p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績		
<p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図ること。</p>	<p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者の地域での自立した生活が可能となるようなサービスモデル等を構築する。 なお、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。</p>	<p>② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者に対して、出身地の福祉サービスと連携して地域での安定した自立生活に向けて、有期限での受入れを行い、自活訓練ホーム等において自立に向けた支援を提供する。 なお、対象者の地域移行の状況を踏まえ、2年間以内の地域移行を目指す。 また、実施に当たっては、特に法務関係機関と連携・協力を図る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 評価項目9 矯正施設等退所者への支援 </div>		
	自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
<p><u>(新設)</u></p> <p>-----</p> <p><旧・評価項目9の評価の視点の2項目目></p> <p>○ <u>行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関して、どのように取り組んでいるか。</u></p>	<p><u>【評価項目 9 矯正施設等退所者への支援】</u></p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者(以下「矯正施設等退所者」という。)を受入れ、サービスモデルの構築に向けて取り組んでいるか。また、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>矯正施設等退所者の受入れ及び地域移行後の支援に関して、関係機関との連携が図られているか。</u></p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績		
<p>(4) 発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。</p> <p>(5) 平成25年4月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用できるようその普及に取り組むこと。</p>	<p>(4) 発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応し、就学前から成人まで切れ目なく支援するために、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。</p> <p>(5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援 障害者制度改革推進会議総合福祉部会の骨格提言を踏まえて、重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業(「高度医療を必要としない重度の障害児・者への短期入所事業等」)を実施する。 その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の障害者支援施設・事業所で活用できるようその普及に取り組む。</p>	<p>(4) 発達障害児・者への支援 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを実施する。</p> <p>(5) 地域で生活する重度の障害児・者への支援 重い障害のある人たちの地域生活を支えるために福祉と医療の連携により必要なサービスを総合的に提供する事業を実施する。 その他、今後、国から具体的に指示があるモデル的支援事業についても取り組むこととする。</p> <p>(6) 上記(1)から(5)までの重度知的障害者等に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等の構築を図り、他の障害者支援施設・事業所で活用できるよう情報の発信を行う。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目10 発達障害児・者及び地域で生活する重度の障害児・者への支援</p> </div>		
	自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)				
(新設)	<p>【評価項目 10 発達障害児・者及び地域で生活する重度の障害児・者への支援】</p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に取り組んでいるか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>地域で生活する重度の障害児・者への事業及び支援に取り組んでいるか。国からの具体的な指示によるモデル的支援事業について、取り組んでいるか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>支援の実践等について、他の障害者支援施設・事業所が活用できるよう情報提供、普及に努めているか。</u></p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等 重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力を行うことで、充実を図ること。</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ等の設定 調査・研究のテーマは、重度あるいは高齢知的障害者の地域生活を支えるための福祉と医療の連携、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者等や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等へのモデル的な支援、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援、その他障害者福祉行政の政策目標の実現に資する分野について、各年度ごとに厚生労働省の意見を踏まえて、8テーマ程度を設定する。</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に「調査・研究調整会議」を引き続き設置し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p>	<p>2 調査・研究 (1) 調査・研究のテーマ ① 地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成（厚生労働科学研究費補助金：3年計画の2年目）</p> <p>② 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究（7年目）</p> <p>③ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究（6年目）</p> <p>④ 障害者虐待防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究（厚生労働科学研究費補助金：3年計画の1年目）</p> <p>⑤ 知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査～短期入所支援の実態調査（2年目）</p> <p>⑥ 思春期以降の知的・発達障害者の福祉サービスの在り方について －教育と福祉サービスの連携を中心に－</p> <p>⑦ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査研究</p> <p>⑧ 発達障害児の療育とその家族のニーズに関する調査</p> <p>(2) 調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成25年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p> <p>② 業務の計画的・効率的な実施 ア 調査・研究業務について、計画的かつ効率的に調査・研究を進めるため、国立のぞみの園研究会議の下に設置する「調査・研究調整会議」を年4回実施し、具体的な実施体制の検討や関係各部所との連携・調整、進捗状況の把握並びに調査・研究の成果の検証等を行う。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>評価項目11 調査・研究のテーマ、実施体制等</p> </div>

	<p>イ 調査・研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を開催し、研究内容の審査を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部の研究者・関係機関等と積極的に連携・協力する体制を確保し、研究を進める。</p>	<p>イ 調査研究における個人情報保護ならびに倫理面に関して、外部委員を交えた「倫理審査委員会」を少なくとも年1回開催し、研究内容の審査を行う。</p> <p>③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、大学等外部の研究者や関係機関等と積極的に連携・協力体制を確保する。 また、人材活用の観点から、調査・研究の内容に応じて、全国の知的障害関係施設等の職員の参加を募る。</p>	
--	---	--	--

	自己評価		評価項目	評 定	
<p>評 価 の 視 点 等 (現 行)</p>	<p>評 価 の 視 点 等 (案)</p>				
<p>【評価項目10 調査・研究のテーマ、実施体制等】</p>	<p>【評価項目11 調査・研究のテーマ、実施体制等】</p>				
<p>[数値目標]</p> <p>○ 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を平成21年度に2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」を年2回開催し、調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について協議等を行う。</p>				
<p>(新設)</p>	<p>○ 調査・研究の実施体制の検討、関係各部との連携・調整、進捗状況の把握及び成果の検証等を行うため、調査・研究調整会議を年4回開催する。</p>				
<p>○ 調査・研究を6テーマ以上を実施する。</p>	<p>○ 調査・研究のテーマを8テーマ程度を設定して実施する。</p>				
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 重度知的障害者の地域移行、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等に関して、どのようなテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p> <p>○ 設定されたテーマ等に対して、どのような実施体制により取り組んでいるか。また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 重度・高齢知的障害者の地域生活、著しい行動障害等を有する者、発達障害のある人の就学前から成人までの切れ目のない支援等に関して、適切なテーマ・内容等を設定して調査・研究に取り組んでいるか。</p> <p>○ 設定されたテーマ等に対して、計画的かつ効率的に調査・研究を進めるための適切な実施体制により取り組んでいるか。また、外部の研究者・関係機関等との効果的な連携は図られているか。</p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種研究会等の活用を通して、積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下により積極的な情報発信を行うことにより、知的障害関係施設等への普及・活用を図る。</p> <p>① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行するほか、ニュースレターや法人のホームページ等に分かりやすく掲載するなど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協力を得て学会誌、機関誌への掲載を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 のぞみの園が主催する研修会等において、調査・研究の成果を発表する機会を設ける。 また、関係団体等の講演会、研究会等において、出席の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介するなどの普及に努める。</p>	<p>(3) 成果の積極的な普及・活用</p> <p>① 広報媒体の活用 ア 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページ等に随時、分かりやすく掲載する。 イ 調査・研究の成果を、障害福祉の実践現場で活用できるような形式でまとめたガイドブックを発行する。 ウ 障害福祉に関する各種学会の学会誌、関係団体の機関誌への調査・研究の成果を報告し、普及を図る。</p> <p>② 研修会、講演会等における発表 ア 国立のぞみの園が主催するセミナー等において、調査・研究の成果を発表する。 イ 関係団体等の講演会、研究会、学会等における参加の機会を活用して、調査・研究の成果を紹介する。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目12 成果の積極的な普及・活用</p> </div>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				
【評価項目11 成果の積極的な普及・活用】		【評価項目12 成果の積極的な普及・活用】				
<p>[数値目標]</p> <p>○ 研究紀要を年間1回以上発行する。</p>		<p>[数値目標]</p> <p>○ 研究紀要を年1回以上発行し、ホームページに全文掲載する。</p>				
<p>○ 調査・研究の成果のまとめとして、研究紀要(研究報告書)を年間1回以上発行するほか、調査・研究の要旨をニュースレターやホームページに年間1回、分かりやすく掲載する。</p>		<p>○ 調査・研究の要旨をニュースレター(年4回)やホームページに分かりやすく掲載する。また知的障害関係施設等職員が目にする機関誌や学会誌等にも掲載する。</p>				
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>○ 調査・研究の成果について、知的障害関係施設等においてその成果等が活用できる内容となっているか。また、その普及を図るためにどのように取り組んでいるか。</p>				

<p>○ 調査・研究の成果に関する評価の把握は行っているか。<u>また、把握しているのであれば、どのような評価を得ているのか。</u></p>	<p>○ 調査・研究の成果に関する評価の把握を行っているか。</p>	
---	------------------------------------	--

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。 また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供すること。 なお、養成・研修の成果等が知的障害関係施設等で活用されるなど、実効性のあるものとなるように内容等を具体的に設定するとともに、成果等を発表する機会を設けること。</p>	<p>3 養成・研修 障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、のぞみの園のフィールドを活用して、実習生の受入や知的障害関係施設の若手職員等に対する研修を行うことにより、知的障害者支援業務に従事する者の専門性の向上を図る取組を行う。 また、ボランティアを希望する者には、実践の機会を提供する。 なお、養成・研修の成果等が、知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるように、具体的な内容、達成すべき目標等について、各年度ごとに厚生労働省の意見等を踏まえて設定する。</p> <p>(1) 養成・研修 国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーを各年度ごとにそれぞれ2回開催するとともに、受講者の満足度が毎年度平均80%以上となるように事業を実施するものとする。 のぞみの園のフィールドを活用した大学・短大・専門学校の学生等の実習生の受入については、計画的かつ効果的な実習を提供する。 また、国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害関係施設の若手職員等に対して、のぞみの園のフィールドを活用した専門性の向上を図る研修を実施する。 なお、研修会等の場において、調査研究の成果等を発表する機会を確保するよう、養成・研修プログラムを工夫する。</p>	<p>3 養成・研修</p> <p>(1) 養成・研修 ① 研修会、セミナーの開催 ア 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関心の高いテーマを取り上げ、国立のぞみの園が主催となり、研修会及びセミナーを各2回実施する。 なお、セミナーの「満足度」のアンケート調査を行い、年度平均で80%以上の評価を得る。</p> <p>a 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関して、福祉施設等における職員の専門性を高める研修会を実施する。</p> <p>b 国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択して福祉セミナーを2回以上実施する。</p> <p>c 平成25年度において、強度行動障害を有する者等に対する支援者の指導者を養成するための研修を実施する。</p> <p>d 行動障害のある知的障害児の福祉サービス利用と学校教育の連携に関する研修会を1回実施する。</p> <p>e 障害者支援従事者に必要な医学知識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナーを実施する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>評価項目13 養成・研修、ボランティアの養成</p> </div>

	<p>(2) ボランティアの機会の提供 のぞみの園のフィールドを活用して、ボランティアを实践する機会を積極的に提供するとともに、多様なニーズに対応したメニューを用意する。</p>	<p>イ 国の政策課題に対応したコースを設定して、知的障害者施設の若手職員等を対象とした研修をのぞみの園のフィールドを活用して実施する。</p> <p>ウ 群馬県等の地方自治体から養成・研修事業を受託して実施する。</p> <p>② 実習生の受入 ア 資格取得に当たって計画的かつ効果的な実習を提供するため、平成22年度に作成した実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の養成に取り組む。</p> <p>イ 保育士、訪問介護員等の資格取得のための実習場所として、国立のぞみの園のフィールドの利用を希望する専門学校等の学生の受入を積極的に行う。</p> <p>(2) ボランティアの機会の提供 ① ボランティアの積極的な受入 のぞみの園のボランティアメニューに沿って、ボランティアの積極的な受入を行う。 また、新規ボランティアの開拓に努める。</p> <p>② ボランティア人材の養成 次代を担う人材の養成として、高校生、大学生等を受入、のぞみの園のフィールドを活用して、障害の理解や施設の役割について学べる機会を用意する。</p>	
--	---	---	--

	自己評価		評価項目	評 定	
<p>評 価 の 視 点 等 (現 行)</p>	<p>評 価 の 視 点 等 (案)</p>				
<p>【評価項目12 養成・研修、ボランティアの養成】</p> <p>-----</p> <p>[数値目標]</p> <p>○ <u>厚生労働省の助成事業により、行動援護従業者養成中央セミナー及び罪を犯した知的障害者への支援に関するセミナーを、平成21年度にそれぞれ1回実施する。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>国の政策課題となっているテーマや関心の高いテーマを選択し、福祉セミナーを平成21年度に2回実施する。</u></p> <p>-----</p>	<p>【評価項目13 養成・研修、ボランティアの養成】</p> <p>-----</p> <p>[数値目標]</p> <p>→削除</p> <p>-----</p> <p>○ <u>国の政策課題や知的障害者に対する支援技術に関すること等をテーマに設定して、研修会及びセミナーをそれぞれ年2回開催する。</u></p> <p>-----</p>				

○ <u>最先端の医学知識の紹介と普及を目的とした障害医療セミナーを平成22年度に2回実施する。</u>	○ <u>障害者支援従事者に必要な医学知識や医療ケアの紹介等を目的とした医療福祉セミナーを年1回実施する。</u>	
○ <u>養成・研修の参加者の満足度が80%以上とする。 (平成22年度からアンケート内容を適正に改善して実施する。)</u>	○ <u>研修会及びセミナーの受講者のアンケートによる満足度が、各年度平均80%以上となるように事業を実施する。</u>	
[評価の視点]	[評価の視点]	
○ 養成・研修の実施状況はどうか。	○ 養成・研修の実施状況はどうか	
○ <u>国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる養成・研修の内容・テーマとなっているか。</u>	○ <u>研修会及びセミナーについて、国の政策課題への対応や、知的障害関係施設においてその成果等が活用できる内容・テーマとなっているか。 なお、研修会は、障害者支援に携わる者に対して専門的な知識や技術が深められる内容となっているか、また、セミナーは、障害福祉に関する情報を広く発信し、参加者の関心を高められる内容となっているか。</u>	
○ <u>(新設)</u>	○ <u>のぞみの園のフィールドを活用した知的障害者施設の若手職員等の専門性の向上を図る取組や実習生の受入を行っているか。</u>	
○ 大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。	○ 大学・専門学校の学生等に対する効果的な実習プログラムを策定し、計画的かつ効果的な実習を提供しているか。	
○ ボランティアの養成の取組状況はどうか。	○ ボランティアの養成の取組状況はどうか。	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術等、のぞみの園における専門的・先駆的な取り組みや調査・研究の成果等に基づき、知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うことにより、知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、実効性のあるものとする。また、援助・助言の業務の周知を図り、全国の知的障害関係施設等からの利用がなされるよう努めること。</p>	<p>4 援助・助言 援助・助言の業務について、地方自治体等に周知することにより利用拡大を図るとともに、のぞみの園における地域移行の取組や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの実践、調査・研究の成果等を踏まえ、地域移行や様々なサービスの実施方法、支援技術等に関すること等について、専門的かつ効果的な援助・助言を実施する。</p>	<p>4 援助・助言 (1) 援助・助言の利用拡大 ホームページ等の広報媒体を活用して、国立のぞみの園の業務や援助・助言の内容、利用方法等について、知的障害者関係施設等に周知を図り、利用拡大に努める。 (2) 専門的かつ効果的な援助・助言の提供 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実践を踏まえ、知的障害関係施設等に対して、事業運営の方法や支援技術等など、求めに応じて専門的かつ効果的な援助・助言及び情報提供を行う。 なお、専門的かつ効果的な援助・助言等とするため、調査・研究の成果についても積極的に活用して実施する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目14 援助・助言</p> </div>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現 行)		評価の視点等(案)				
<p>【評価項目13 援助・助言】</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>援助・助言の実施件数はどうなっているか。</u></p> <p>○ <u>障害者支援施設等の求めに応じて、丁寧かつきめ細やかに対応した援助・助言を行っているか。</u></p> <p>○ <u>援助・助言の利用が促進されるような取組を行っているか。</u></p>		<p>【評価項目14 援助・助言】</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ <u>援助助言の利用促進のため、具体的なメニューを広報しているか。</u></p> <p>○ <u>地方自治体、障害者支援施設、福祉関係団体等の求めに応じて、専門的かつ効果的な援助・助言を行っているか。</u></p> <p>○ <u>援助・助言について、講師派遣等を含めて、実施件数は第2期中期目標期間の平均の実績を上回っているか。</u></p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績
<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。</p>	<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。</p> <p>(1) 診療所について、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を行うとともに、地域の知的障害者や発達障害児・者に対しても診療を行う。 また、心理外来等の一層の充実を図る。</p>	<p>5 その他の業務 前4事項に附帯する業務として、主に次の業務を行う。</p> <p>(1) 診療所について</p> <p>① 適切な医療の提供</p> <p>ア 診療所は、施設利用者の高齢化、機能低下等に対応した適切な医療を提供するほか、次の健康診断等を計画的に実施する。</p> <p>a 施設利用者全員を対象に、健康診断を定期的実施する。</p> <p>b 女性の施設利用者を対象に子宮がん検診を実施するほか、対象年齢に該当する者に対して、乳がん検診を実施する。</p> <p>c 施設利用者全員(禁忌を除く。)に対して、インフルエンザ予防接種を実施する。</p> <p>イ 行動障害等の著しく支援が困難な者に対する支援や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者に対する支援などの課題に対応するため、診療所の機能の充実を図る。</p> <p>② 地域医療への貢献 地域医療への貢献を図る観点から、地域の知的障害・発達障害児者に対する診察に積極的に取り組む。 さらに摂食・嚥下障害及び理学療法などリハビリテーションについても積極的に取り組む。</p> <p>③ 心理外来の利用拡大等 心理外来について、療育などの充実強化に努める。特に言語聴覚士との連携及び家族心理教育を中心とする家族支援の強化を図る。 関係諸機関と連携し、その充実を図る。</p> <p>(2) 発達障害児を対象とする通所支援事業の場としての活用 発達障害児・者のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援する体制を整備して、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどを実施する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>評価項目15 その他の業務</p> </div>

	<p>(2) 地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。</p> <p>(3) 地域の障害者に対して企業等への就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労から雇用への移行促進を図るための支援を実施する。</p>	<p>(3) 地域の障害者に対する支援の充実</p> <p>① 地域の障害者等を対象として、短期入所や共同生活介護（ケアホーム）等のサービスを提供するとともに、相談支援や日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。 地域の知的障害者等の自立を支援するため、宿泊訓練及び地域の中で実施する生活介護事業を継続・拡大し、円滑な運営により地域の資源としての日中活動の充実を図る。</p> <p>② 就労支援事業等のサービスの利用を促すために関係機関と連携して、広報活動を積極的に行うとともに、特別支援学校の長期休暇期間中に体験学習として、就労支援事業の場において生徒の受入を行う。</p> <p>③ 就労移行支援事業の充実に取り組むとともに、就労継続支援B型事業のサテライトとして、就労支援の事業所を高崎市の中心地に開設する。</p>	
--	--	--	--

	自己評価		評価項目	評 定	
評 価 の 視 点 等 (現 行)	評 価 の 視 点 等 (案)				
<p>【評価項目14 その他の業務】</p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ 診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、<u>地域医療への貢献の観点から、地域の知的障害者等に対してどのような取組を行っているか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>地域の障害者及び家族に対して相談や、短期利用等の提供、生活体験事業や共同生活介護事業などの地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ (新設)</p>		<p>【評価項目15 その他の業務】</p> <p>-----</p> <p>[評価の視点]</p> <p>○ 診療所においては、必要な医療スタッフや設備が確保されるなど、施設利用者の高齢等の状況に合わせた医療が提供されているか。 また、<u>地域の知的障害者等に対して、地域医療への貢献の観点から、取組を行っているか。</u> <u>発達障害児・者について、就学前から成人まで切れ目なく支援するための一環として、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業に取り組んでいるか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>地域の障害者及び家族に対する相談、また、短期入所・日中一時支援事業や共同生活介護事業等の地域生活を支援するサービスの充実に取り組んでいるか。</u></p> <p>-----</p> <p>○ <u>就労移行支援事業及び就労継続支援B型事業に取り組むことにより、地域の障害者の就労支援に努めているか。</u></p>			

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績			
<p>6 前5事項で提供するサービスに対する第三者から意見等を聴取する場の確保</p> <p>適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。</p> <p>また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会の確保を図るとともに、福祉サービスに係る第三者評価機関による定期的な評価を実施する。</p> <p>また、その評価結果等の公表を図るとともに、のぞみの園の事業運営に反映させるよう努める。</p> <p>(1) 第三者から意見等を聴取する場の開催</p> <p>総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会議を原則年1回以上開催する。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価</p> <p>第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>	<p>6 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> <p>(1) 「国立のぞみの園の業務運営の向上を図るための運営懇談会」の開催</p> <p>有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を年間1回以上開催し、総合施設の運営、調査・研究、養成・研修、援助・助言等ののぞみの園の運営業務全般に関する意見等を聴取するとともに、その内容を公表し、事業運営に反映させる。</p> <p>(2) 第三者評価機関による評価</p> <p>今年度は実施予定無し。</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>評価項目16</p> <p>サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保</p> </div>			
		自己評価		評価項目	評 定	
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)				
<p>【評価項目15 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】</p>		<p>【評価項目16 サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保】</p>				
<p>[数値目標]</p> <p>○ 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p>		<p>[数値目標]</p> <p>○ 総合施設の運営や調査・研究、養成・研修等の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される会合を原則年1回以上開催する。</p>				
<p>○ 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>		<p>○ 第三者評価機関による評価について、概ね3年に1回実施する。</p>				
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p>		<p>[評価の視点]</p> <p>○ 適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、第三者の意見等を聴取する機会の開催状況はどうか。</p>				
<p>○ その場に出された意見等について、どのようにサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>		<p>○ その場に出された意見等がサービスや業務運営に反映されているか。また、その結果について公表しているか。</p>				

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績						
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算内で健全な運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり(略)</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり(略)</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり(略)</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 310,000,000円</p> <p>2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり(略)</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり(略)</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり(略)</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 310,000,000円</p> <p>2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>1 職員の資質の向上のための学会、研修会等への参加及び外部の関係機関との人事交流</p> <p>2 施設・設備及び備品の補修、整備並びに備品の購入</p> <p>3 施設利用者の個別支援計画の適切な運用や地域における支援体制づくりなどの地域移行の取組み</p> <p>4 退職手当(依願退職等)への充当</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>評価項目17 予算、収支計画及び資金計画等</p> </div>						
		自己評価			評価項目	評 定			
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)							

【評価項目 1.6 予算、収支計画及び資金計画等】	【評価項目 1.7 予算、収支計画及び資金計画等】	
<p>[数値目標]</p> <p>○ 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p>	<p>[数値目標]</p> <p>○ 自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率を、40%以上にすること。</p>	
<p>[評価の視点]</p> <p>○ 総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、<u>どうなっているか。</u></p>	<p>[評価の視点]</p> <p>○ 総事業費（定年退職者に係る退職手当を除く。）に占める自己収入の比率は、<u>適切であるか。</u></p>	
<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	<p>○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。</p>	
<p>○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>○ 予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	
<p>○ 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	<p>○ 運営費交付金が全額収益化されずに債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、それが合理的なものであるか。（政・独委評価の視点事項と同様）</p>	

中期目標(第3期)	中期計画(第3期)	25年度計画	平成25年度業務実績								
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 施設整備や改修等については、適切な支援サービスの確保に留意しつつ、施設利用の状況、社会経済情勢を踏まえ、その必要性や経費の水準等について十分に精査すること。</p> <p>2 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末(29年度末)の常勤職員数を期首(25年度当初)の87%とする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 223名 期末の常勤職員数の見込み 193名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 8,990百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <table border="1" data-bbox="641 1024 1139 1348"> <thead> <tr> <th>施設・整備の内容</th> <th>予算額 (単位:百万円)</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備</td> <td>385</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 金額については見込みである</p> <p>3 積立金処分に関する事項 なし</p>	施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	385	施設整備費補助金	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、人員の適切な配置等に努める。</p> <p>(2) 人員に係る指標 常勤職員数について、平成25年度当初及び年度末の見込を次のとおりとする。</p> <p>(参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 223名 期末の常勤職員数の見込み 221名</p> <p>(参考2) 人件費総額 平成25年度の人件費総額見込み 1,751百万円</p> <p>2 施設・設備に関する計画 なし</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>評価項目18 その他業務運営に関する計画</p> </div>		
施設・整備の内容	予算額 (単位:百万円)	財源									
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園に関する施設・設備	385	施設整備費補助金									
		自己評価		評価項目	評定						
評価の視点等(現行)		評価の視点等(案)									
【評価項目17 人事に関する計画】		【評価項目18 その他業務運営に関する計画】									

<p>[評価の視点]</p> <p><input type="radio"/> 人事に関する計画は実施されているか。</p>	<p>[評価の視点]</p> <p><input type="radio"/> 人事に関する計画は実施されているか。</p>	
<p><旧・評価項目 1 8 ></p> <p><input type="radio"/> 施設・設備に関する計画は実施されているか。</p>	<p><input type="radio"/> 施設・設備に関する計画は実施されているか。</p>	